

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長(別表<u>1 2 2の項及び1 2 3の項</u>に掲げる手数料にあっては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第2項に規定する審理員その他の機関(以下「審査庁等」という。))が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料(別表<u>1 2 2の項及び1 2 3の項</u>に掲げる手数料を除く。次項において同じ。)を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国又は地方公共団体から職務上の必要のため請求(別表18の項から66の12の項まで及び88の項から<u>1 1 8の項</u>までに掲げる事項に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表<u>1 2 2の項及び1 2 3の項</u>に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表<u>1 2 2の項及び1 2 3の項</u>に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長(別表<u>1 2 0の項及び1 2 1の項</u>に掲げる手数料にあっては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第2項に規定する審理員その他の機関(以下「審査庁等」という。))が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料(別表<u>1 2 0の項及び1 2 1の項</u>に掲げる手数料を除く。次項において同じ。)を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国又は地方公共団体から職務上の必要のため請求(別表18の項から66の12の項まで及び88の項から<u>1 1 6の項</u>までに掲げる事項に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表<u>1 2 0の項及び1 2 1の項</u>に掲げる手数料を免除する。</p> <p>4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表<u>1 2 0の項及び1 2 1の項</u>に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p>

名称	金額
略	略
18 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する計画通知手数料（19の項の手数料を除く。）	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>6,900円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>13,000円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>21,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>
略	略
26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に

名称	金額
略	略
18 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する計画通知手数料（19の項の手数料を除く。）	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>5,600円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>9,400円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>14,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>19,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>
略	略
26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に

<p>新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）</p>	<p>掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>17,000円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>31,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>	<p>新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）</p>	<p>掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>12,000円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>23,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>
<p>27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の様替に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の同一敷地内にお</p>	<p>略</p>	<p>27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の様替に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の同一敷地内にお</p>	<p>略</p>

<p>ける移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	
<p>28 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>	<p>略</p>
<p>29 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく工作</p>	<p>略</p>

<p>ける移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	
<p>28 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>	<p>略</p>
<p>29 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく工作</p>	<p>略</p>

物の築造に関する工事完了通知手数料	
<p>30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u>の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料</p>	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>12,000円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,000円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>23,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>29,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>
31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく同一	略

物の築造に関する工事完了通知手数料	
<p>30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料</p>	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>9,900円</u></p> <p>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>21,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p>
31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく同一	略

<p>敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第20項の規定に基づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料</p>	
<p>3.2 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>3.3 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第2</p>	<p>略</p>

<p>敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料</p>	
<p>3.2 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>3.3 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第1</p>	<p>略</p>

<p><u>8項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知手数料</u></p>	
<p>34 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第28項</u>の規定に基づく建築設備の設置に関する特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>35 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の築造に関する中間検査申請手数料又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第28項</u>の規定に基づく工作物の築造に関する特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>36 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2</p>	<p>略</p>

<p><u>9項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知手数料</u></p>	
<p>34 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第19項</u>の規定に基づく建築設備の設置に関する特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>35 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の築造に関する中間検査申請手数料又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第19項</u>の規定に基づく工作物の築造に関する特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>略</p>
<p>36 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2</p>	<p>略</p>

号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

略

略

9.2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて市長が指定する者が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（9.3の項から9.9の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であると

1件につき 5,800円

号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

略

略

9.2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて市長が指定する者が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（9.3の項から10.3の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であると

1件につき 4,700円

<p>き。)</p>		<p>き。)</p>	
<p>9 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が<u>一戸建て住宅以外のもの</u>であるとき。)</p>	<p>ア <u>住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(1) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>11,300円</u></p> <p>(2) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>23,800円</u></p> <p>(3) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>52,800円</u></p> <p>(4) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>94,700円</u></p> <p>(5) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>119,0</u></p>	<p>9 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が<u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項、94の項、96の項、97の項、99の項、100の項、102の項及び103の項において同じ。）</u>であるとき。)</p>	<p>ア <u>住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。）</u></p> <p>(1) <u>建築物の総戸数が1戸のもの</u> 1件につき <u>4,700円</u></p> <p>(2) <u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> 1件につき <u>9,400円</u></p> <p>(3) <u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 1件につき <u>16,000円</u></p> <p>(4) <u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> 1件につき <u>27,000円</u></p> <p>(5) <u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u> 1件につき <u>45,000円</u></p>

00円

- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの1件につき148,000円

イ 非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの1件につき 11,300円
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの1件につき 19,500円

- (6) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの1件につき82,000円

- (7) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの1件につき131,000円

- (8) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの1件につき170,000円

- (9) 建築物の総戸数が301戸以上のもの1件につき185,000円

イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。）

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの1件につき 9,300円
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの1件につき 16,000円

- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件につき 31,600円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件につき 94,300円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件につき 149,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件につき 188,000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
1件につき 235,000円

- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
1件につき 26,000円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件につき 80,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件につき 126,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
1件につき 160,000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
1件につき 200,000円

ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。）

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
1件につき 9,300円
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件につき 16,000円
- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
1件につき 26,000円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件につき 80,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件につき 126,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
1件につき 160,000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が2

	<u>5,000平方メートルを超えるもの 1件につき 200,000円</u>
<u>9.4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。）</u>	<u>ア 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 9,300円</u> <u>イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円</u> <u>ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 26,000円</u> <u>エ 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 80,000円</u> <u>オ 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 126,000円</u> <u>カ 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</u>

			<u>キ 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>1件につき 200,000円</u>
<u>9.4 都市の低炭素化の促進</u> に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	<u>ア 誘導仕様基準（省令第10条第2号イ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）による場合</u> <u>（1）当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> <u>1件につき 20,700円</u> <u>（2）当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>1件につき 22,200円</u> <u>イ 仕様・計算併用法（住宅部分の省令第1条第1号第2号イ（1）の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性</u>	<u>9.5 都市の低炭素化の促進</u> に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	<u>ア 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。103の3の項、107の項、114の項、115の項、備考4及び備考5において「省令」という。）第10条第2号イ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）による場合</u> <u>1件につき 21,000円</u> <u>イ 誘導仕様基準以外による場合</u> <u>1件につき 35,000円</u>

能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この項、95の項、101の項及び102の項において「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号ロ(1)に規定する基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)に規定する基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。95の項、98の項、99の項、109の項、110の項、113の項及び114の項において同じ。)による場合

(1) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
1件につき 30,100円

(2) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
1件につき 33,200円

ウ 標準計算法(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。95の項、98の項、99

	<p><u>の項、109の項、110の項、113の項及び114の項において同じ。)</u>による場合</p> <p>(1) <u>当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>40,200円</u></p> <p>(2) <u>当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 1件につき <u>44,900円</u></p>		
<p><u>9.5 都市の低炭素化の促進</u> に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が<u>一戸建て住宅以外のもの</u>であるとき。）</p>	<p>ア <u>住宅部分</u></p> <p>(1) <u>誘導仕様基準による場合</u></p> <p>(ア) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>38,700円</u></p> <p>(イ) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>66,900円</u></p> <p>(ウ) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>120,000円</u></p> <p>(エ) <u>当該部分の床面積の合計</u></p>	<p><u>9.6 都市の低炭素化の促進</u> に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が<u>共同住宅等</u>であるとき。）</p>	<p>ア <u>住戸の部分</u></p> <p>(1) <u>誘導仕様基準による場合</u></p> <p>(ア) <u>建築物の総戸数が1戸のもの</u> 1件につき <u>21,000円</u></p> <p>(イ) <u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> 1件につき <u>39,000円</u></p> <p>(ウ) <u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 1件につき <u>56,000円</u></p> <p>(エ) <u>建築物の総戸数が11戸</u></p>

が5,000平方メートル
以上のもの 1件につき
183,000円

(2) 仕様・計算併用法による場合
(ア) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル未満
のもの 1件につき 5

以上25戸以下のもの 1
件につき 80,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸
以上50戸以下のもの 1
件につき 120,000
円

(カ) 建築物の総戸数が51戸
以上100戸以下のもの
1件につき 182,000
円

(キ) 建築物の総戸数が101
戸以上200戸以下のもの
1件につき 261,000
円

(ク) 建築物の総戸数が201
戸以上300戸以下のもの
1件につき 340,000
円

(ケ) 建築物の総戸数が301
戸以上のもの 1件につき
390,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合
(ア) 建築物の総戸数が1戸の
もの 1件につき 35,000円

9,800円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 100,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 175,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 256,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 304,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 354,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 69,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 97,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 137,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 197,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 283,000円

(キ) 建築物の総戸数が101

(3) 標準計算法による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル未満
のもの 1件につき 8
1,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 1件につき 1
35,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 1件につき
229,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計

戸以上200戸以下のもの
1件につき 385,0
00円

(ク) 建築物の総戸数が201
戸以上300戸以下のもの
1件につき 508,0
00円

(ケ) 建築物の総戸数が301
戸以上のもの 1件につき
600,000円

が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 329,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 390,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 449,000円

イ 非住宅部分

(1) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。99の項、110の項及び114の項において同じ。）による場合

イ 共用部分

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 102,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 129,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 171,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 276,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 361,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル

(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 109,000円

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 138,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円

(4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円

(5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 359,000円

(6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え

ル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 434,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 509,000円

(2) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。99の項、110の項及び114の項において同じ。)による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 266,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 334,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル

25,000平方メートル以内のもの 1件につき 429,000円

(7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 500,000円

ル未満のもの 1件につき

431,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計

が2,000平方メートル

以上5,000平方メートル

未満のもの 1件につき

615,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計

が5,000平方メートル

以上10,000平方メートル

未満のもの 1件につ

き 758,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計

が10,000平方メートル

以上25,000平方メ

ートル未満のもの 1件に

つき 896,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計

が25,000平方メート

ル以上のもの 1件につ

き 1,020,000円

ウ 非住宅の部分

(1) 当該部分の床面積の合計が3

00平方メートル以内のもの

1件につき 242,000円

(2) 当該部分の床面積の合計が3

00平方メートルを超え1,0

00平方メートル以内のもの

1件につき 300,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,

000平方メートルを超え2,

000平方メートル以内のもの

1件につき 384,000

円

(4) 当該部分の床面積の合計が2,

000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内のもの

1件につき 546,000

円

(5) 当該部分の床面積の合計が5,

000平方メートルを超え1

0,000平方メートル以内の

もの 1件につき 670,0

00円

(6) 当該部分の床面積の合計が1

0,000平方メートルを超え

25,000平方メートル以内

のもの 1件につき 789,

000円

(7) 当該部分の床面積の合計が2

5,000平方メートルを超え

るもの 1件につき 900,

	<u>000円</u>
<u>97 都市の低炭素化の促進</u>	<u>ア 建築物の延べ面積が300平方</u>
<u>に関する法律第54条第1</u>	<u>メートル以内のもの 1件につき</u>
<u>項の規定に基づく低炭素建</u>	<u>242,000円</u>
<u>築物新築等計画に関する認</u>	<u>イ 建築物の延べ面積が300平方</u>
<u>定申請手数料（適合性が確</u>	<u>メートルを超え1,000平方メ</u>
<u>認されている場合以外の場</u>	<u>ートル以内のもの 1件につき</u>
<u>合において、当該建築物が</u>	<u>300,000円</u>
<u>一戸建て住宅及び共同住宅</u>	<u>ウ 建築物の延べ面積が1,000</u>
<u>等以外のものであるとき。）</u>	<u>平方メートルを超え2,000平</u>
	<u>方メートル以内のもの 1件につ</u>
	<u>き 384,000円</u>
	<u>エ 建築物の延べ面積が2,000</u>
	<u>平方メートルを超え5,000平</u>
	<u>方メートル以内のもの 1件につ</u>
	<u>き 546,000円</u>
	<u>オ 建築物の延べ面積が5,000</u>
	<u>平方メートルを超え10,000</u>
	<u>平方メートル以内のもの 1件に</u>
	<u>つき 670,000円</u>
	<u>カ 建築物の延べ面積が10,00</u>
	<u>0平方メートルを超え25,00</u>
	<u>0平方メートル以内のもの 1件</u>
	<u>につき 789,000円</u>
	<u>キ 建築物の延べ面積が25,00</u>
	<u>0平方メートルを超えるもの 1</u>

<p>9.6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき <u>4,100円</u></p>
<p>9.7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が<u>一户建て住宅以外のもの</u>であるとき。）</p>	<p>ア <u>住宅部分</u></p> <p>(1) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>8,000円</u></p> <p>(2) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>16,700円</u></p> <p>(3) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>37,000円</u></p> <p>(4) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>66,500円</u></p>

<p>9.8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>件につき <u>900,000円</u></p> <p>1件につき <u>3,300円</u></p>
<p>9.9 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が<u>共同住宅等</u>であるとき。）</p>	<p>ア <u>住戸の部分</u></p> <p>(1) <u>建築物の総戸数が1戸のもの</u> 1件につき <u>3,300円</u></p> <p>(2) <u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> 1件につき <u>6,600円</u></p> <p>(3) <u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>(4) <u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> 1件につき <u>19,000円</u></p>

(5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 83,500円

(6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 103,000円

イ 非住宅部分

(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 8,000円

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 13,800円

(5) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 32,000円

(6) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 58,000円

(7) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 93,000円

(8) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 122,000円

(9) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 134,000円

イ 共用部分

(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 6,500円

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円

- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件につき 22,200円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件につき 66,100円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件につき 104,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件につき 132,000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
1件につき 165,000円

- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
1件につき 18,000円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件につき 56,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件につき 88,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
1件につき 112,000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
1件につき 140,000円

ウ 非住宅の部分

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
1件につき 6,500円

- (2) 当該部分の床面積の合計が3
00平方メートルを超え1,0
00平方メートル以内のもの
1件につき 11,000円
- (3) 当該部分の床面積の合計が1,
000平方メートルを超え2,
000平方メートル以内のもの
1件につき 18,000円
- (4) 当該部分の床面積の合計が2,
000平方メートルを超え5,
000平方メートル以内のもの
1件につき 56,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が5,
000平方メートルを超え1
0,000平方メートル以内の
もの 1件につき 88,00
0円
- (6) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 1件につき 112,
000円
- (7) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 1件につき 140,
000円

<p><u>100 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。）</u></p>	<p><u>ア 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 6,500円</u></p> <p><u>イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円</u></p> <p><u>ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</u></p> <p><u>エ 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 56,000円</u></p> <p><u>オ 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 88,000円</u></p> <p><u>カ 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件につき 112,000円</u></p> <p><u>キ 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 140,000円</u></p>
--	---

<p><u>9.8</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>ア 誘導仕様基準による場合</p> <p>(1) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,300円</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 15,100円</p> <p>イ 仕様・計算併用法による場合</p> <p>(1) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 21,100円</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 23,300円</p> <p>ウ 標準計算法による場合</p> <p>(1) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 28,300円</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 31,500円</p>	<p><u>101</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>ア 誘導仕様基準による場合 <u>1件につき 15,000円</u></p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合 <u>1件につき 18,000円</u></p>
<p><u>9.9</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建</p>	<p>ア 住宅部分</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合 (ア) 当該部分の床面積の合計</p>	<p><u>102</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素</p>	<p>ア 住戸の部分</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合 (ア) 建築物の総戸数が<u>1戸</u>の</p>

建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

が300平方メートル未満のもの 1件につき 26,800円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 46,500円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 84,800円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 1件につき 127,000円

建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。）

もの 1件につき 15,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 27,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 40,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 56,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 85,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 128,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの

- (2) 仕様・計算併用法による場合
- (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 42,000円
- (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 70,500円
- (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 122,000円
- (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル

- 1件につき 184,000円
- (ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
1件につき 241,000円
- (ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 278,000円
- (2) 誘導仕様基準以外による場合
- (ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 18,000円
- (イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 37,000円
- (ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 52,000円
- (エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1

以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 179,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 213,000

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 248,000円

(3) 標準計算法による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満

件につき 74,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 108,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 159,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 221,000円

(ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 291,000円

(ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 342,000円

のもの 1件につき 5

6,800円

(イ) 当該部分の床面積の合計

が300平方メートル以上

2,000平方メートル未

満のもの 1件につき 9

4,600円

(ウ) 当該部分の床面積の合計

が2,000平方メートル

以上5,000平方メー

トル未満のもの 1件につき

161,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計

が5,000平方メートル

以上10,000平方メー

トル未満のもの 1件につ

き 231,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計

が10,000平方メー

トル以上25,000平方メ

ートル未満のもの 1件に

つき 273,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計

が25,000平方メー

トル以上のもの 1件につき

314,000円

イ 非住宅部分

(1) モデル建物法による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 71,600円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 91,100円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 119,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 193,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 253,000円

イ 共用部分

(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 57,000円

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 72,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 96,000円

(4) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 156,000円

(5) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 205,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 304,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 357,000円

(2) 標準入力法等による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 186,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 234,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 301,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル

(6) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件につき 247,000円

(7) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 290,000円

以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき

430,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計

が5,000平方メートル

以上10,000平方メー

トル未満のもの 1件につ

き 531,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計

が10,000平方メー

トル以上25,000平方メ

ートル未満のもの 1件に

つき 627,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計

が25,000平方メー

トル以上のもの 1件につ

き 715,000円

ウ 非住宅の部分

(1) 当該部分の床面積の合計が3

00平方メートル以内のもの

1件につき 123,000円

(2) 当該部分の床面積の合計が3

00平方メートルを超え1,0

00平方メートル以内のもの

1件につき 154,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,

		<u>000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件につき 198,000</u> 円
		(4) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件につき 290,000</u> 円
		(5) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件につき 361,000</u> 円
		(6) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件につき 427,000</u> 円
		(7) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>1件につき 491,000</u> 円
<u>103 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素</u>	ア	<u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの</u> <u>1件につき 123,000</u> 円

		<p><u>建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。）</u></p>	<p><u>イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 154,000円</u></p> <p><u>ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 198,000円</u></p> <p><u>エ 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円</u></p> <p><u>オ 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 361,000円</u></p> <p><u>カ 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件につき 427,000円</u></p> <p><u>キ 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 491,000円</u></p>
<p><u>100</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第5</p>	<p>1件につき <u>次のア及びイに掲げる建築物の区分</u>に応じ、次に定める額</p> <p><u>ア 一戸建て住宅 5,800円</u></p>	<p><u>103の2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律</p>	<p>1件につき <u>当該部分の床面積の合計</u>に応じ、次に掲げる額</p>

3号) 第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料 (計画の提出又は計画の通知に併せて同法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合(101の項及び102の項において「適合性が確認されている場合」という。))

イ 一戸建て住宅以外の建築物 次の(1)及び(2)に掲げる部分の区分に応じ、次に定める額

(1) 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,300円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 148,000円

第53号) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料 (非住宅部分(同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合)

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円

カ 25,000平方メートル以上のもの 201,000円

(2) 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,300円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 235,000円

101 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）

1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

- (1) 200平方メートル未満のもの の 20,700円
- (2) 200平方メートル以上のもの の 22,200円

103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）

1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

ア モデル建物法（省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項及び107の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、115の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの の 110,700円
- (2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの の 145,700円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの の 235,700円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の 309,000円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ（1）若しくは第10条第2号ロ（1）に規定する基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）に規定する基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。102の項、105の項、106の項、116の項及び117の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(1) 200平方メートル未満のものの 30,100円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 435,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。103の5の項、115の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

(2) 200平方メートル以上のも
の 33,200円

ウ 標準計算法（省令第1条第1項
第2号イ（1）及び同号ロ（1）
に規定する基準により評価する方
法又は省令第10条第2号イ（1）
及び同号ロ（1）に規定する基準
により評価する方法をいう。10
2の項、105の項、106の項、
116の項及び117の項におい
て同じ。）による場合 当該部分
の床面積の合計に応じ、次に定め
る額

284,400円

(2) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
もの 367,100円

(3) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 523,700円

(4) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 646,000円

(5) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未
満のもの 763,000円

(6) 25,000平方メートル以
上のもの 871,000円

	<p><u>(1) 200平方メートル未満のもの 40,200円</u></p> <p><u>(2) 200平方メートル以上のもの 44,900円</u></p>
<p><u>102 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u></p>	<p><u>1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>ア 住宅部分 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(1) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(ア) 300平方メートル未満のもの 38,700円</u></p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円</u></p> <p><u>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円</u></p> <p><u>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 183,000円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用法による場合</u></p>

当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 59,800円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 354,000円

(3) 標準計算法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満
のもの 81,000円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 135,000
円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 229,0
00円

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 329,
000円

(オ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 39
0,000円

(カ) 25,000平方メー
トル以上のもの 449,0
00円

イ 非住宅部分（その用途が工場等
（工場、危険物の貯蔵又は処理に
供するもの、水産物の増殖場又は
養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬
場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼

却場その他の処理施設をいう。以下同じ。) のみの場合に限る。)

当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(1) 300平方メートル未満のもの 11,300円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 235,000円

ウ 非住宅部分(イに該当するものを除く。) 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、次に

定める額

(1) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。106の項及び117の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 509,000円

(2) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。106の項及び117の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 266,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

	<p><u>ル未満のもの 615,000円</u></p> <p><u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円</u></p> <p><u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円</u></p> <p><u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円</u></p>
<p><u>103 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）に関する手数料</u></p>	<p><u>1件につき 次のア及びイに掲げる住宅の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>ア 一戸建て住宅 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(1) 30平方メートル以内のもの 2,500円</u></p> <p><u>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 4,700円</u></p> <p><u>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 7,800円</u></p> <p><u>(4) 200平方メートルを超える</u></p>

<p><u>もの 9, 400円</u></p> <p><u>イ 一戸建て住宅以外の住宅 当該</u> <u>部分の床面積の合計に応じ、次に</u> <u>定める額</u></p> <p><u>(1) 30平方メートル以内のもの</u> <u>4, 300円</u></p> <p><u>(2) 30平方メートルを超え10</u> <u>0平方メートル以内のもの</u> <u>8, 200円</u></p> <p><u>(3) 100平方メートルを超え2</u> <u>00平方メートル以内のもの</u> <u>13, 300円</u></p> <p><u>(4) 200平方メートルを超え5</u> <u>00平方メートル以内のもの</u> <u>15, 900円</u></p> <p><u>(5) 500平方メートルを超え1,</u> <u>000平方メートル以内のもの</u> <u>22, 300円</u></p> <p><u>(6) 1, 000平方メートルを超</u> <u>え2, 000平方メートル以内</u> <u>のもの 31, 300円</u></p> <p><u>(7) 2, 000平方メートルを超</u> <u>え5, 000平方メートル以内</u> <u>のもの 50, 100円</u></p> <p><u>(8) 5, 000平方メートルを超</u> <u>えるもの 68, 900円</u></p>

104 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（変更計画の提出又は変更計画の通知に併せて同法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項及び106の項において「適合性が確認されている場合」という。））

1件につき 次のア及びイに掲げる建築物の区分に応じ、次に定める額

ア 一戸建て住宅 4,100円

イ 一戸建て住宅以外の建築物 次に掲げる部分の区分に応じ、次に定める額

(1) 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円

103の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）

1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 103,000円

(2) 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

カ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円

	<p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>165,000円</u></p>		
<p><u>105</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（<u>適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。</u>）</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>14,300円</u></p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>15,100円</u></p>	<p><u>103の5</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（<u>非住宅部分の用途が工場等のみでない場合</u>）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>77,600円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>102,100円</u></p> <p>(3) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>165,100円</u></p> <p>(4) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>216,000円</u></p> <p>(5) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>260,000円</u></p> <p>(6) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>305,000円</u></p>

イ 仕様・計算併用法による場合
当該部分の床面積の合計に応じ、
次に定める額

(1) 200平方メートル未満のもの
の 21,100円

(2) 200平方メートル以上のもの
の 23,300円

ウ 標準計算法による場合 当該部
分の床面積の合計に応じ、次に定
める額

(1) 200平方メートル未満のもの
の 28,300円

(2) 200平方メートル以上のもの

イ 標準入力法等による場合 当該
部分の床面積の合計に応じ、次に
掲げる額

(1) 300平方メートル以上1,
000平方メートル未満のもの
199,200円

(2) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
もの 257,100円

(3) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 366,700円

(4) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 453,000円

(5) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未
満のもの 535,000円

(6) 25,000平方メートル以
上のもの 610,000円

	<u>の 31,500円</u>
<u>106 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u>	<u>1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額</u> <u>ア 住宅部分 次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</u> <u>（1）仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> <u>（ア）300平方メートル未満のもの 26,800円</u> <u>（イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円</u> <u>（ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円</u> <u>（エ）5,000平方メートル以上のもの 127,000円</u> <u>（2）仕様・計算併用法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> <u>（ア）300平方メートル未満</u>

のもの 42,000円

(イ) 300平方メートル以上

2,000平方メートル未

満のもの 70,500円

(ウ) 2,000平方メートル

以上5,000平方メー

トル未満のもの 122,0

00円

(エ) 5,000平方メートル

以上10,000平方メー

トル未満のもの 179,

000円

(オ) 10,000平方メー

トル以上25,000平方メ

ートル未満のもの 21

3,000円

(カ) 25,000平方メー

トル以上のもの 248,0

00円

(3) 標準計算法による場合 当該
部分の床面積の合計に応じ、次
に定める額

(ア) 300平方メートル未満

のもの 56,800円

(イ) 300平方メートル以上

2,000平方メートル未

満のもの 94,600円

(ウ) 2,000平方メートル

以上5,000平方メートル

未満のもの 161,0

00円

(エ) 5,000平方メートル

以上10,000平方メートル

未満のもの 231,

000円

(オ) 10,000平方メートル

以上25,000平方メートル

未満のもの 27

3,000円

(カ) 25,000平方メートル

以上のもの 314,0

00円

イ 非住宅部分（その用途が工場等

のみの場合に限る。） 当該部分

の床面積の合計に応じ、次に定め

る額

(1) 300平方メートル未満のも

の 8,000円

(2) 300平方メートル以上1,

000平方メートル未満のもの

13,800円

(3) 1,000平方メートル以上

2,000平方メートル未満の
もの 22,200円

(4) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 66,100円

(5) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 104,000円

(6) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未
満のもの 132,000円

(7) 25,000平方メートル以
上のもの 165,000円

ウ 非住宅部分（イに該当するもの
を除く。） 次の（1）及び（2）
に掲げる場合の区分に応じ、次に
定める額

(1) モデル建物法による場合 当
該部分の床面積の合計に応じ、
次に定める額

(ア) 300平方メートル未満
のもの 71,600円

(イ) 300平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 91,100円

(ウ) 1,000平方メートル

以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 357,000円

(2) 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 186,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円

	<p>円</p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 301,000円</p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 430,000円</p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 531,000円</p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 627,000円</p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 715,000円</p>		
<p><u>107</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請</p>	<p>1件につき <u>5,800円</u></p>	<p><u>104</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請</p>	<p>1件につき <u>5,100円</u></p>

<p>に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（<u>108の項から114の項</u>までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>		<p>に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（<u>105の項から111の項</u>までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	
<p><u>108</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額 ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの <u>11,300円</u> (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>23,800円</u> (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>52,800円</u></p>	<p><u>105</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの <u>9,700円</u> (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>21,000円</u> (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>46,000円</u></p>

(4) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 94,700円

(5) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未
満のもの 119,000円

(6) 25,000平方メートル以
上のもの 148,000円

イ 非住宅部分 当該部分の床面積
の合計に応じ、次に定める額

(1) 300平方メートル未満のも
の 11,300円

(2) 300平方メートル以上1,
000平方メートル未満のもの
19,500円

(3) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
もの 31,600円

(4) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 94,300円

(5) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 149,000円

(6) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未

(4) 5,000平方メートル以上
のもの 81,000円

イ 非住宅部分 当該部分の床面積
の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のも
の 9,700円

(2) 300平方メートル以上1,
000平方メートル未満のもの
16,700円

(3) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
もの 27,100円

(4) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 80,400円

(5) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 128,000円

(6) 10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未

	満のもの <u>188,000円</u> (7) 25,000平方メートル以上のも <u>235,000円</u>		満のもの <u>161,000円</u> (7) 25,000平方メートル以上のも <u>201,000円</u>
<u>109</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 ア 誘導仕様基準による場合 <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> (1) 200平方メートル未満のもの <u>20,700円</u> (2) 200平方メートル以上のも <u>22,200円</u> イ <u>仕様・計算併用法による場合</u> <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> (1) 200平方メートル未満のもの <u>30,100円</u> (2) 200平方メートル以上のも <u>33,200円</u> ウ <u>標準計算法による場合</u> <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> (1) 200平方メートル未満のも <u>40,200円</u> (2) 200平方メートル以上のも	<u>106</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 誘導仕様基準による場合 (1) 200平方メートル未満のもの <u>20,000円</u> (2) 200平方メートル以上のも <u>22,000円</u> イ <u>誘導仕様基準以外による場合</u> (1) 200平方メートル未満のもの <u>34,400円</u> (2) 200平方メートル以上のも <u>38,400円</u>

	<u>の 44,900円</u>		
<u>110</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額 ア 住宅部分 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 (1) 誘導仕様基準による場合 <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> (ア) 300平方メートル未満のもの <u>38,700円</u> (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>66,900円</u> (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>120,000円</u> (エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>183,000円</u> (2) <u>仕様・計算併用法</u> による場合 <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u> (ア) 300平方メートル未満	<u>107</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 誘導仕様基準による場合 (ア) 300平方メートル未満のもの <u>38,000円</u> (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>66,000円</u> (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>118,000円</u> (エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>179,000円</u> (2) <u>誘導仕様基準以外</u> による場合 (ア) 300平方メートル未満

のもの 59,800円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 100,000
円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 175,0
00円

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 256,
000円

(オ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 30
4,000円

(カ) 25,000平方メー
トル以上のもの 354,0
00円

(3) 標準計算法による場合 当該
部分の床面積の合計に応じ、次
に定める額

(ア) 300平方メートル未満
のもの 81,000円

(イ) 300平方メートル以上

のもの 69,100円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 116,000
円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 196,0
00円

(エ) 5,000平方メートル
以上のもの 281,00
0円

2,000平方メートル未
満のもの 135,000

円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 229,0

00円

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 329,

000円

(オ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 39

0,000円

(カ) 25,000平方メー
トル以上のもの 449,0

00円

イ 非住宅部分 次の(1)及び(2)
に掲げる場合の区分に応じ、次に
定める額

イ 非住宅部分 (モデル建物法 (一
次エネルギー消費量の算出に用い
るべき標準的な建築物及び省令第
10条第1号イ(1)の屋内周囲
空間の年間熱負荷 (以下この項に
おいて「屋内周囲空間の年間熱負
荷」という。)の算出に用いるべ
きものとして国土交通大臣が定め

(1) モデル建物法による場合 当
該部分の床面積の合計に応じ、
次に定める額

(ア) 300平方メートル未満
のもの 102,000円

(イ) 300平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 129,000
円

(ウ) 1,000平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 171,0
00円

(エ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 276,0
00円

(オ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 361,
000円

る建築物を用いて評価する方法を
いう。111の項において同じ。)
による場合に限る。) 当該部分
の床面積の合計に応じ、次に掲げ
る額

(1) 300平方メートル未満のも
の 87,100円

(2) 300平方メートル以上1,
000平方メートル未満のもの
110,700円

(3) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満の
もの 145,700円

(4) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満の
もの 235,700円

(5) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満
のもの 309,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 509,000円

(2) 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 266,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円

(エ) 2,000平方メートル

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 435,000円

ウ 非住宅部分（標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。）による場合に限る。）

当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 227,100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

(4) 2,000平方メートル以上

	<p>以上5,000平方メートル未満のもの <u>615,000円</u></p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>758,000円</u></p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>896,000円</u></p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>1,020,000円</u></p>		<p>5,000平方メートル未満のもの <u>523,700円</u></p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>646,000円</u></p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>763,000円</u></p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの <u>871,000円</u></p>
<p><u>111</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき <u>4,100円</u></p>	<p><u>108</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき <u>3,700円</u></p>
<p><u>112</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額</p>	<p><u>109</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額</p>

法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

- (1) 300平方メートル未満のもの 8,000円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの 103,000円

イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

- (1) 300平方メートル未満のもの 8,000円
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円
- (3) 1,000平方メートル以上

法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 300平方メートル未満のもの 6,900円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
- (4) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円

イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 300平方メートル未満のもの 6,900円
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
- (3) 1,000平方メートル以上

	<p>2,000平方メートル未満のもの <u>22,200円</u></p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>66,100円</u></p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>104,000円</u></p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>132,000円</u></p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの <u>165,000円</u></p>		<p>2,000平方メートル未満のもの <u>19,100円</u></p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>56,400円</u></p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>90,000円</u></p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>113,000円</u></p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの <u>141,000円</u></p>
<p><u>113</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 誘導仕様基準による場合 <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの <u>14,300円</u></p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの <u>15,100円</u></p> <p>イ <u>仕様・計算併用法による場合</u> <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p>	<p><u>110</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 誘導仕様基準による場合</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの <u>14,000円</u></p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの <u>15,000円</u></p> <p>イ <u>誘導仕様基準以外による場合</u></p>

	<p>(1) 200平方メートル未満のもの <u>21,100円</u></p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの <u>23,300円</u></p> <p>ウ 標準計算法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの <u>28,300円</u></p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの <u>31,500円</u></p>		<p>(1) 200平方メートル未満のもの <u>24,200円</u></p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの <u>27,000円</u></p>
<p>114 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 住宅部分 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>26,800円</u></p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>46,500円</u></p> <p>(ウ) 2,000平方メートル</p>	<p>111 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住宅部分 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>26,000円</u></p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>46,000円</u></p> <p>(ウ) 2,000平方メートル</p>

以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 127,000円

(2) 仕様・計算併用法による場合
当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 42,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,000円

以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 125,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 48,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 248,000円

(3) 標準計算法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 56,800円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 314,000円

イ 非住宅部分 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(1) モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 71,600円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 30

イ 非住宅部分 (モデル建物法による場合に限る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 61,100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円

4,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 357,000円

(2) 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 186,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円

(カ) 10,000平方メートル

(7) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円

ウ 非住宅部分 (標準入力法等による場合に限る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 159,100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円

(6) 10,000平方メートル以

	<p>ル以上25,000平方メートル未満のもの <u>627,000円</u></p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>715,000円</u></p>		<p>上25,000平方メートル未満のもの <u>535,000円</u></p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの <u>610,000円</u></p>
		<p><u>112 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（当該申請に併せて同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（113の項から115の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が戸建て住宅であるとき。）</u></p>	<p>1件につき <u>5,100円</u></p>
		<p><u>113 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u></p>	<p>1件につき <u>次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額</u></p>

法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

(4) 5,000平方メートル以上
のもの 81,000円

イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円

(5) 5,000平方メートル以上

	<p><u>10,000平方メートル未満のもの 128,000円</u></p> <p>(6) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</u></p> <p>(7) <u>25,000平方メートル以上のもの 201,000円</u></p>
<p><u>114 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</u></p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの 34,400円</u></p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの 38,400円</u></p> <p>イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの 17,700円</u></p>

(2) 200平方メートル以上のもの 19,100円
ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(3)に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。115の項及び備考において同じ。）又は誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額
(1) 200平方メートル未満のもの 17,700円
(2) 200平方メートル以上のもの 19,100円

115 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

1件につき 次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額
ア 住宅部分について性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。備考において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額
(1) 300平方メートル未満のもの 69,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
116,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
196,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの
281,000円

イ 住宅部分についてフロア入力法
(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの
33,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
58,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
104,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの
157,000円

ウ 住宅部分について仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部

分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 33,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの 157,000円

エ 非住宅部分についてモデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 87,100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

- | | |
|--|--|
| | <p>(5) <u>5,000平方メートル以上</u>
<u>10,000平方メートル未満</u>
<u>のもの 309,000円</u></p> |
| | <p>(6) <u>10,000平方メートル以</u>
<u>上25,000平方メートル未</u>
<u>満のもの 371,000円</u></p> |
| | <p>(7) <u>25,000平方メートル以</u>
<u>上のもの 435,000円</u></p> |
| | <p>オ 非住宅部分について標準入力法
等による場合 当該部分の床面積
の合計に応じ、次に掲げる額</p> |
| | <p>(1) <u>300平方メートル未満のも</u>
<u>の 227,100円</u></p> |
| | <p>(2) <u>300平方メートル以上1,</u>
<u>000平方メートル未満のもの</u>
<u>284,400円</u></p> |
| | <p>(3) <u>1,000平方メートル以上</u>
<u>2,000平方メートル未満の</u>
<u>もの 367,100円</u></p> |
| | <p>(4) <u>2,000平方メートル以上</u>
<u>5,000平方メートル未満の</u>
<u>もの 523,700円</u></p> |
| | <p>(5) <u>5,000平方メートル以上</u>
<u>10,000平方メートル未満</u>
<u>のもの 646,000円</u></p> |
| | <p>(6) <u>10,000平方メートル以</u></p> |

			<p><u>上25,000平方メートル未 満のもの 763,000円</u> (7) <u>25,000平方メートル以 上のもの 871,000円</u></p>
<p><u>115</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（<u>軽微な変更</u>に該当していることの証明の申請に併せて同令第5条に規定する<u>軽微な変更</u>に該当していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（<u>116の項及び117の項において「適合性が確認されている場合」という。</u>））</p>	<p>1件につき <u>次のア及びイに掲げる建築物の区分</u>に応じ、次に定める額</p> <p><u>ア 一戸建て住宅 4,100円</u></p> <p><u>イ 一戸建て住宅以外の建築物 次の（1）及び（2）に掲げる部分の区分</u>に応じ、次に定める額</p> <p><u>（1）住宅部分 当該部分の床面積の合計</u>に応じ、次に定める額</p> <p><u>（ア）300平方メートル未満のもの 8,000円</u></p> <p><u>（イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円</u></p> <p><u>（ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円</u></p> <p><u>（エ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,5</u></p>	<p><u>115の2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第11条</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（<u>非住宅部分の用途が工場等のみの場合</u>）</p>	<p>1件につき <u>当該部分の床面積の合計</u>に応じ、次に<u>掲げる額</u></p> <p><u>ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1,800円</u></p> <p><u>イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u></p> <p><u>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</u></p> <p><u>エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</u></p>

00円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 103,000円

(2) 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

カ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円

	<p style="text-align: center;"><u>000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 165,000円</u></p>		
<p>116 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料 <u>(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</u></p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア <u>仕様基準又は誘導仕様基準</u>による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの 14,300円</u></p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの 15,100円</u></p>	<p>115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料 <u>(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)</u></p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア <u>モデル建物法</u>による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</u></p> <p>(3) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</u></p> <p>(4) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</u></p>

- イ 仕様・計算併用法による場合
当該部分の床面積の合計に応じ、
次に定める額
- (1) 200平方メートル未満のもの
の 21,100円
 - (2) 200平方メートル以上のもの
の 23,300円

ウ 標準計算法による場合 当該部

- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円
- イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額
- (1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
199,200円
 - (2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
257,100円
 - (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
366,700円
 - (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
453,000円
 - (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
535,000円
 - (6) 25,000平方メートル以上のもの
610,000円

	<p><u>分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(1) 200平方メートル未満のもの 28,300円</u></p> <p><u>(2) 200平方メートル以上のもの 31,500円</u></p>
<p><u>117 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u></p>	<p><u>1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>ア 住宅部分 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(1) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(ア) 300平方メートル未満のもの 26,800円</u></p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円</u></p> <p><u>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円</u></p> <p><u>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 127,000円</u></p>

- 0円
- (2) 仕様・計算併用法による場合
当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額
- (ア) 300平方メートル未満のもの 42,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 248,000円
- (3) 標準計算法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次

に定める額

(ア) 300平方メートル未満
のもの 56,800円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 94,600円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 161,0
00円

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 231,
000円

(オ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 27
3,000円

(カ) 25,000平方メー
トル以上のもの 314,0
00円

イ 非住宅部分（その用途が工場等
のみの場合に限る。） 当該部分
の床面積の合計に応じ、次に定め
る額

(1) 300平方メートル未満のも

- の 8, 000円
- (2) 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの
13, 800円
- (3) 1, 000平方メートル以上
2, 000平方メートル未満の
もの 22, 200円
- (4) 2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満の
もの 66, 100円
- (5) 5, 000平方メートル以上
10, 000平方メートル未満
のもの 104, 000円
- (6) 10, 000平方メートル以
上25, 000平方メートル未
満のもの 132, 000円
- (7) 25, 000平方メートル以
上のもの 165, 000円
- ウ 非住宅部分（イに該当するもの
を除く。） 次の（1）及び（2）
に掲げる場合の区分に応じ、次に
定める額
- (1) モデル建物法による場合 当
該部分の床面積の合計に応じ、
次に定める額
- (ア) 300平方メートル未満の

もの 71,600円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 357,000円

(2) 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 186,000円

	<p>(イ) <u>300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未</u> <u>満のもの 234,000</u> <u>円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル</u> <u>以上2,000平方メー</u> <u>トル未満のもの 301,0</u> <u>00円</u></p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル</u> <u>以上5,000平方メー</u> <u>トル未満のもの 430,0</u> <u>00円</u></p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル</u> <u>以上10,000平方メー</u> <u>トル未満のもの 531,</u> <u>000円</u></p> <p>(カ) <u>10,000平方メー</u> <u>トル以上25,000平方</u> <u>メートル未満のもの 62</u> <u>7,000円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メー</u> <u>トル以上のもの 715,0</u> <u>00円</u></p>		
<u>118</u> 略	略	<u>116</u> 略	略
<u>119</u> 略	略	<u>117</u> 略	略

<u>1 2 0</u> 略	略
<u>1 2 1</u> 略	略
<u>1 2 2</u> 略	略
<u>1 2 3</u> 略	略
<u>1 2 4</u> 略	略
<u>1 2 5</u> 略	略

備考

- 1 9 3の項及び9 5の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は9 7の項及び9 9の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、9 2の項若しくは9 4の項又は9 6の項若しくは9 8の項に掲げる額とする。
- 2 9 2の項から9 5の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1 8の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 3 9 6の項から9 9の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第2項において準用する同法第5 4条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1 8の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 4 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部

<u>1 1 8</u> 略	略
<u>1 1 9</u> 略	略
<u>1 2 0</u> 略	略
<u>1 2 1</u> 略	略
<u>1 2 2</u> 略	略
<u>1 2 3</u> 略	略

備考

- 1 9 3の項及び9 6の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は9 9の項及び1 0 2の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は非住宅の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 9 2の項から9 7の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1 8の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 3 9 8の項から1 0 3の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第2項において準用する同法第5 4条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1 8の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 4 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部

分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、102の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは106の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は117の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の102の項、106の項又は117の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

5 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、110の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は114の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の110の項又は114の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建

分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は112の項から115の3の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の103の3の項、103の5の項、115の項又は115の3の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

5 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の107の項又は111の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、100の項の規定により算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、104の項の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の算出において、複合建築物の共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等（112の項から115の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を除く。以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第

1 0 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の1 0 7の項から1 1 0の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の1 1 1の項から1 1 4の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、1 0 7の項から1 1 0の項までの規定により算出した額とする。

1 2 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

1 3 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限

1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の1 0 4の項から1 0 7の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の1 0 8の項から1 1 1の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、1 0 4の項から1 0 7の項までの規定により算出した額とする。

1 3 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 4 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又

る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

14 107の項から110の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

15 111の項から114の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

16 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の100の項のア、101の項、104の項のア、105の項、107の項、109の項、111の項、113の項、115の項のア又は116の項に掲げる額とする。

17 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

は115の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

15 113の項及び115の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

16 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

17 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

等の額は、102の項のイ、106の項のイ又は117の項のイに掲げる場合に該当するものとみなして算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。